

## 第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

景観計画推進区域である城下町地区及び歴史的街道沿いの集落地区においては、かつてのおもかげを残す建築物等があり、歴史と伝統に彩られた個性的な景観を創出しています。このため、届出対象規模以下の建築物や工作物等についても、景観に配慮した一定のルールづくりを検討し、魅力ある街並み形成を図っていくことが求められます。

地域の歴史や文化を伝える貴重な景観資源の保全・活用を図りながら、個性ある景観まちづくりを進めていくため、景観推奨基準を次のとおり定めます。また、当該基準に基づき、景観計画推進区域内をそれぞれの街の特性ごとに区域区分を行い、景観形成の考え方や推奨する基準を設けて策定された、白河市景観形成ガイドラインの基準等に適合する建築物の新築、改築、外観の模様替え等については、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

1) 城下町地区

項目		景観推奨基準
基本事項	街並み	● 城下町地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	● 城下町エリア周辺の建築物は、小峰城跡・白河駅周辺地区の眺望に配慮した建築物とする。
建築物	規模	● 小峰城跡・白河駅周辺地区への眺望を保全するため、絶対高15mを超えない高さとする。 ● 隣地の建築物と間口の大きさやデザインを合わせる等の配慮に努める。
	配置	● 1・2階部分は壁面を歩道境界に接するように配置し、隣接建築物と壁面線を揃えるように配慮する。 ● 店舗等の1階部分は閉鎖的なシャッターは避け、ショーウィンドウを設ける等まちのにぎわいの演出を図る。
	形態	● 通りの景観及び隣接建物と調和が取れたものとし、建築物の側面も出来る限り正面の外壁と同様のものにする等の配慮を行う。 ● 原則、主要道路に面して駐車場及び駐車場の出入り口を設けない。 ● 建築物の正面は、城下町地区としての個性的な景観との調和に配慮したデザインとする。また、道路等から見える側面については、正面との調和を図る。 ● 屋根の形状は、原則切妻平入とし、城下町地区としての特徴的な景観形成に配慮する。 ● ただし、街並みと調和するように特にデザインに配慮されているものについてはこの限りではない。 ● 主要道路に面する1階部分はまちのにぎわいの演出と開放性をもたせるため、ショーウィンドウの設置、透過性が高く開放感のあるシャッターの設置等を行うように努める。

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準

項目		景観推奨基準
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外壁、屋根等外装の色彩は通りの景観及び隣接建築物と調和の取れたものとする。</li> <li>● マンセル表色系におけるR・YR・Y系の色相は、彩度3以下とする。</li> <li>● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。</li> <li>● 窓、扉、庇、日除けテント等の色彩も上記に準ずるものとする。</li> <li>● ただし、区域内の寺社仏閣に使用されるものについてはこの限りではない。</li> </ul>
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 反射性のある素材、材料を使用しない。</li> </ul>
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築設備、物干し場、ゴミ収集設備等は通りから目立たないよう景観上の配慮を行う。</li> </ul>
工 作 物	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、主要道路に面して駐車場は設けないように努める。</li> <li>● 駐車場の出入口は街並みの連続性及び一体性並びににぎわいに配慮したデザインとする。</li> </ul>
	塀 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 塀は、原則生け垣や板塀等景観に配慮したものとする。やむを得ずフェンス等を使用する場合は、その前面に植栽をする等の配慮を行う。</li> </ul>
	擁 壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンクリート擁壁等は極力避け、石積みまたは法面を活かした緑化を行う。</li> </ul>
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動販売機は通りに直接面して設置しない。</li> <li>● ただし、景観上及び管理上特別に配慮されているものについてはこの限りではない。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外構の塗装、柵、塀等または道路に面して設ける工作物は街並みと調和したデザインとする。</li> </ul>

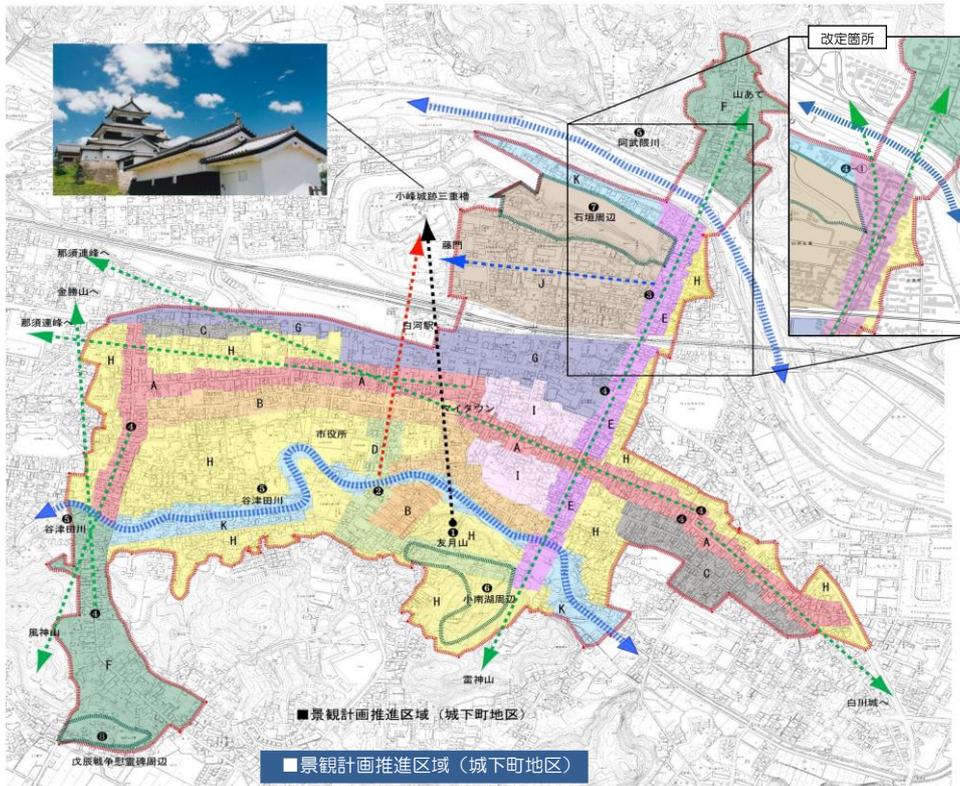


図 27 景観形成ガイドラインにおける景観計画推進区域（城下町地区）区分図

2) 歴史的街道沿いの集落地区

項目		景観推奨基準
基本事項	街並み	● 歴史的街道沿いの集落地区としての統一感と調和に配慮する。
	眺望景観	● 周辺の山並み等への眺望に配慮した建築物とする。
建築物	配置	● 街並みの連続性を崩さないよう、壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえる。
	形態	● 周辺の山並み等への眺望に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。
	意匠	● 歴史的街道に面する建物については、街道の建築物の意匠を採り入れる。 ● 街道の建築物の特徴をもつ建物については、その特徴の保存に努める。 ● 勾配屋根とし、道路から見えるところは切妻屋根とする。
	屋上設備	● 屋上設備は設置しない。
	色彩	● マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相は、彩度4以下とする。 ● 上記以外の有彩色の色相は、彩度2以下とする。
	素材	● 反射性のある素材、材料を使用しない。
工作物	色彩	● 工作物の支持柱はマンセル値 5YR2/1 または近似色とする。
	自動販売機	● 自動販売機を設置する場合は、周辺景観と調和する色彩及び配置とする。

第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準



図 28 歴史的街道沿いの集落地区位置図